

県民税利子割におけるマル優無効分の取扱いについて

マル優無効分に関しましては、下記のように申告納入いただきますようお願いいたします。

なお、特別マル優（少額公債非課税制度）無効分につきましては、平成28年1月以降の支払分から配当割の対象となりました。

※平成27年12月以前支払分の特別マル優無効分は、下記の方法で申告納入をお願いします。

※平成28年1月以降支払分の特別マル優無効分の納入方法につきましては、中央県税事務所 県民税・間税課へお問い合わせください。

《参考》

* マル優無効分・・・障害者等を対象として預貯金の利子を非課税とするマル優（少額貯蓄非課税制度）があるが、税務署の調査等によって限度額を超えるなど不正利用が発覚すると、以前非課税として申告していた支払額が課税扱いとなる。これにより、特別徴収義務者である金融機関等がマル優の不正使用をした個人から支払額に対する利子割を徴収し、申告納入すべきもの。

記

1. 県民税利子割納入申告書にて、申告納入してください。

なお、申告書作成の際には以下の点にご留意ください。

- ・「種類」欄・・・該当する種類にチェックする。マル優→銀行預金利子
- ・「摘要」欄・・・マル優無効分と明示。
- ・「令和 年 月分」欄・・・当初非課税で申告し、その後課税となった年月が単月の場合に記入。複数月ある場合は、次のいずれかの方法によること。①単月の場合と同様に、期別ごとに申告書へ記入する。②「令和 年 月分」欄は空欄とし、合計額を申告書へ記入する。また、別紙「県民税利子割内訳書」と領収証書の写しを、別途中央県税事務所 県民税・間税課へ提出する。

【送付先】〒260-8654 千葉市中央区都町2-1-12

2. 申告納入後、更正として処理をし、後日「県民税利子割更正通知書」を送付します。

これは、更正請求をする際の添付資料になる場合がありますので、必ず保管してください。

【記載例】

別紙
県民税利子割内訳書

特別徴収義務者番号 △△○○○○×××	名 称 なのはな銀行中央支店
------------------------	-------------------

(マル優): 特別マル優 (該当する制度を○で囲む)

支 払 年 月	課 税 支 払 額	税 額
1 令和2年 9月	2,000円	100円
2 令和3年 3月	2,000円	100円
3 令和3年 9月	2,000円	100円
4 年 月		

公社債利子等の県民税 利子割特別徴収税額計算書	県 税	県民税利子割 納入申告書
種 別 01 特定公社債以外の公社債の利子 02 銀行預金利子 03 銀行以外の金融機関の預貯金利子 04 勤務先預金等の利子 05 合同運用信託の収益の分配	06 公社債投資信託のうち公募公社債投資信託以外の収益の分配 07 郵便貯金利子 08 国外一般公社債等の利子等 09 財形貯蓄契約に係る生命保険等の差益	令和 年 月 日提出 特別徴収義務者番号 △△○○○○×××
区 分 支 払 額 税 額		所在地及び名称 千葉県中央区長洲1-9-1 なのはな銀行中央支店 (担当者)千葉 (電話番号)000-000-00 法人番号 △○○○○□□□△△△△ 口座番号 加入者名 00100-0-960228 千葉県中央県税事務所
課 税 11 6,000 300 非 課 税 12 の 他 13 計 14 6,000 300		支 払 金 額 01 6,000 特別徴収税額 02 300 (延 滞 金) 03 納 入 金 額 合 計 04 300 課 税 事 務 所 千葉県中央県税事務所 (取りまとめ店) 千葉県指定金融機関 千葉県銀行 銀行支店 (取りまとめ店) ゆうちょ銀行東京貯金事務センター 上記のとおり利子割の納入について 申告します。(中央県税事務所保管)

計	6,000円	300円
---	--------	------

一致します。

一致します。

別 紙

県民税利子割内訳書

特別徴収義務者番号	名 称

(マル優 : 特別マル優) (該当する制度を○で囲む)

No.	支 払 年 月	課税支払額	税 額
1	年 月		
2	年 月		
3	年 月		
4	年 月		
5	年 月		
6	年 月		
7	年 月		
8	年 月		
9	年 月		
10	年 月		
11	年 月		
12	年 月		
	計		